

徳島県告示第四百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、徳島県に意見書を提出することができる。

令和七年九月二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
牟岐都市計画道路一・五・一号 牟岐海陽線	一 追加する部分 海部郡海陽町多良字コモク谷及び字大縄 二 削除する部分 なし 三 変更する部分 海部郡海陽町多良字梅田、字井櫛ノ本、字三反田、字土取及び字上ゴソ、高園字風呂ノ本及び字馬路、野江字東川原、字南前、字大谷、字中澤及び字轟、穴喰浦字那佐、字中角及び字山後、中山字穴喰谷、久保字板取、字北田、字松本及び字中角並びに日比原字馳馬の各地内

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び高規格道路課並びに海陽町建設防災課

三 縦覧期間

令和七年九月二日（火曜日）から同月十六日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで